

「岩沼市市税条例等の一部を改正する条例」の概要

令和7年度税制改正大綱を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」の公布に伴い、岩沼市市税条例等の一部を改正するもの

主な改正内容

1. 市民税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

改正内容	所得税（R7年課税から）	住民税（R8年度課税から）
給与所得控除の見直し	55万円 → 65万円	所得税と同じ (所得計算が所得税の計算に準じるため、条例改正なし)
基礎控除の見直し	最高48万円 → 最高95万円	改正なし（最高43万円）
大学生年代の子 (親の特定扶養控除の対象となる金額)	満額：103万円 → 150万円 段階的に減額：150～188万円 (控除額は最大で63万円)	所得税と同じ（条例改正あり） (控除額は最大で45万円)
扶養親族等の所得要件	48万円 → 58万円 以内	所得税と同じ

2. 軽自動車税

新基準原付に関する規定の追加

- ・二輪のもので総排気量125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下の軽自動車種別割の税額を規定するもの 2,000円

3. 国民健康保険税

課税限度額の引上げ

- ・中間所得層の被保険者の負担軽減となる制度とするため、課税限度額の引上げを行うもの
- 医療費給付費分 65万円 → 66万円
後期高齢者支援金分 24万円 → 26万円
介護納付金分 17万円（引上げなし） 合計 106万円 → 109万円

軽減判定所得の算定基準見直し

- ・中間所得層の被保険者の負担軽減のため、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げるもの
- 5割軽減 29.5万円 → 30.5万円
2割軽減 54.5万円 → 56万円